

第三次美祢市行政改革大綱等策定方針
(要領)

総合政策部 企画政策課

平成 30 年 2 月

1 策定の趣旨

第二次行政改革大綱では平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間とし、市の総合計画後期基本計画と計画期間を揃え、安定した行財政基盤の確立のため、実施計画の着実な推進を図ってまいりました。

この度、合併前の合併協議会で策定した新市基本計画を、財源確保の観点から一部変更により5カ年延長し、今後の公共施設の建設見通しを踏まえた新たな財政計画を策定する予定としております。

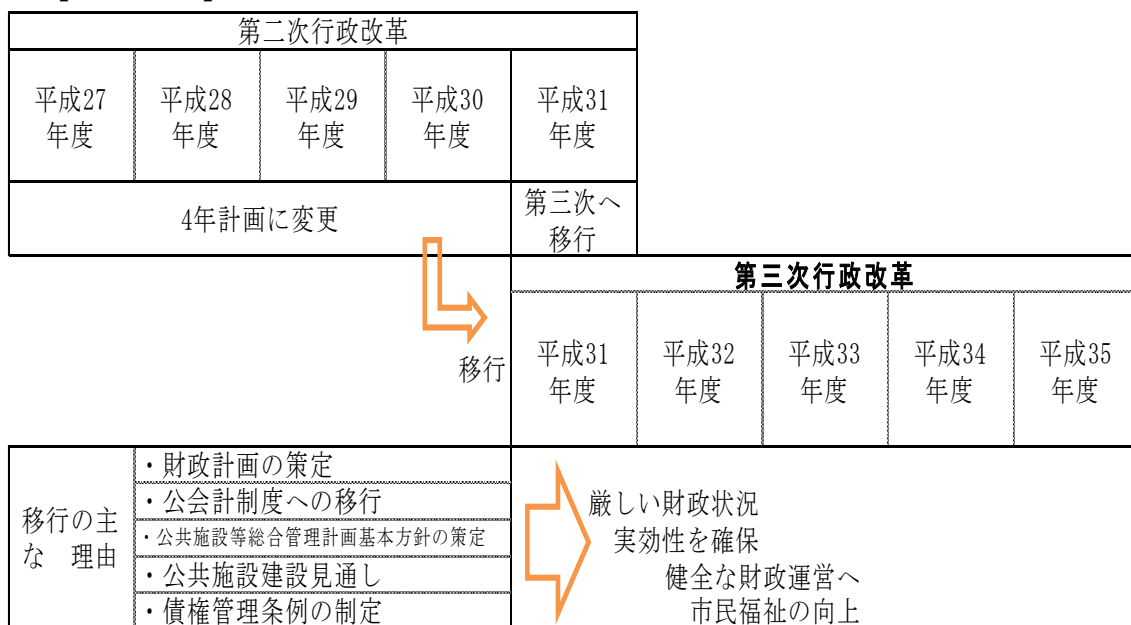
その中で、今後老朽化が進む公共施設等の整備が必要に迫られる中、安定した財政運営の中で公共施設やインフラの整備更新を図るには、行財政改革が必要であるなど行政課題が山積しており、抜本的な行政体質の改善が必要であると考えられます。

よって、第二次行政改革大綱及び実施計画の期間変更を行い、これまでの財政健全化の取り組みを早急に集約します。その上で、現状に即した新たな大綱を整備し、行財政改革にただちに取り組むことが必要です。

このため、第二次計画を1年前倒しをして終了し、新たな行政改革大綱等を策定し、平成31年度から第三次行政改革の取り組みに着手することとします。

このことにより、安定的な行財政運営を目指し、選択と集中の投資により、公共施設整備と行政課題解決を図り、市民の公共福祉の向上を図ります。

【イメージ】



2 第二次美祢市行政改革大綱の総括

(1) 取組の総括

ア 業務の見直し

戦略的予算編成システムを導入し、部局別予算としたことで、事業の再編を促し事務事業の見直しを進めることができました。

一方で、戦略的予算システムの限界も見え、常にゼロベースで見直すスクラップ&ビルドの新たな仕組みを構築する必要があります。

更に、公会計システムの導入を図り、市の財政状況を貸借対照表等により、客観的に把握することができます。

このことにより、部局各課での活用が今後必要となります。

イ 歳出・歳入/資産・債務管理の見直し

公共施設等総合管理計画基本方針を策定し、今後個別管理計画の策定により、中長期の更新費用の把握を行い、適正な公共施設の再整備・再配置を行い、維持費用の削減を行うこととなります。

また、債権管理条例の制定を行い、今後、債権管理の平準化・効率化を図ります。しかしながら、税や料において滞納が拡大傾向にあるものもあり、これの整理回収に力を入れる必要があります。

ウ 組織・人材マネジメントの見直し

職員数においては、平成26年度比で10人の削減を予定しています。

人事評価制度の本格実施に向け、これまでの能力評価に加え、業績評価を運用させ、組織ごとの事業目標を掲げ、それに向けた職務遂行を促すことで、組織強化と人材育成を行うことができます。

また、小中学校の適正規模適正配置方針を定め、着実に推進することで、教育力の向上を図っています。

更には、2つの第三セクターの指定管理においても、人材の外部登用と経営改善計画の着実な実施により、経営改善を促すと共に、第三セクターの合併を促し、経営体質の強化を図ります。

エ アウトソーシングの推進

指定管理者制度の着実な推進は行っていますが、制度の目的の一つであるコスト削減は、本市にはそぐわない事例も見受けられます。

一方で、本市は人口減少の中にあって広大な面積を保有することから、地域のことは地域自ら考える機運の醸成を図るため、先進地区の夢づくりプラン等を支援し、新たな地域自治の仕組みづくりを開始します。

3 第三次美祢市行政改革大綱の基本的な考え方

(1) 「課題」

- ア 地方交付税の減少 イ 少子高齢化社会の到来
- ウ 人口減少社会 エ 福祉医療等社会保障費の増大
- オ 公共施設等の更新による建設費の増大
- カ 公共施設の過多 キ 企業会計等の財政負担の増大
- ク 情報通信等の一元化 ケ 遊休施設の増加

(2) 「命題」

新たな「美祢市総合計画」を今後策定し着実に実施するには、中山間過疎地で広大な面積を保有する本市が、更なる人口減少社会や加速度的に進む少子高齢化社会等様々な行政課題に立ち向かい、市内経済を活性化させ、市民所得の向上、新たな雇用の創出を図るための施策を選択と集中の中で積極的に行うために、安定的な「行財政運営の基盤」を構築します。

(3) 「趣旨」

行財政運営の安定的な基盤を構築し、効率的な行財政を目指すため、更なる改革を進め、「行政資源」の最適化、選択と集中を行う必要があります。行政改革の推進により、達成した仕組みや財源を市民の福祉向上等、公共サービスへ投下します。

(4) 計画期間

平成 31 年度～35 年度（5 年間）

■他の計画等との整合

	年度														
	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41		
行財政改革	第二次行政改革		第三次行政改革					第四次行政改革							
市総合計画基本構想	現構想		新「基本構想」												
市総合計画	後期基本計画		第二次総合計画				前期総合計画		第二次総合計画				後期総合計画		
まちひとしごと創生総合戦略	現総合戦略														
新市基本計画	新市基本計画														
財政計画	財政計画	財政計画													
公共施設等総合管理計画	20年計画（48年まで）														
公共施設個別施設管理計画	策定期間		第一次5ヵ年計画					第二次 5ヵ年計画							
都市計画マスタープラン	20年計画（48年まで）														

4 行政改革の基本理念

(1) 協働のまちづくりへ

国において、地方分権改革推進本部が設置され、地域の自主性・自立性を高め、個性を活かした魅力的な地方をつくる取組が進められています。

本市においても、「持続可能な地域社会」を維持するため、市民・団体等を中心とした地域自治の推進を図り、地域の課題を自ら解決する団体の育成により、生き生きと暮らせる地域社会を形成し、持続可能な中山間地域の社会形成を行います。

(2) スリムな行政運営

行政課題は、複雑化・高度化する一方、厳しい財政事情の下、より一層簡素で効率的な組織体制が求められています。

このためには、組織の業務目的を明確化しパフォーマンスを向上させ、少数精鋭で高い業績を上げる質の高い組織を実現させていくことが重要です。業務効率化にあっては、ICT（情報通信技術）等を十分に活かしていくことが重要であり、更に行政サービス提供のために民間手法を活用し、市民サービスを向上させるためにスリムな組織体制を構築します。

(3) 成果重視の行政経営へ

行政評価を中心とした人事評価、公会計制度への移行等、「最少の経費で最大の効果」の大原則を堅持するため、ゼロベースで予算を見直し歳出削減を図ると共に、あらゆる角度から歳出削減と財源確保を行うことで行財政基盤の強化を図ります。

一方で、将来の地域づくりに積極的な投資を行うなど、「選択と集中」により、行政資源配分の最適化を図り、効率的で効果的な経営感覚を持った行政運営を目指します。

(4) ファシリティマネジメント

公共施設等総合管理計画基本方針に基づく施設再編整備及び個別管理計画等による施設管理を徹底させ、他方、公共施設の総面積を人口一人当たりの面積で設置総量を見直し、全体の施設管理費の抑制を行います。

5 行財政改革の概要（取組）

（1）業務の見直し

ア ICT等の推進

電子自治体としての行政サービスをマイナンバーカードとの連動により行うことで、業務の省力を図る一方、広大な面積を持つ過疎中山間地をICT・IOTの活用でカバーし、行政サービスの効率化と市民福祉の向上を図ります。

（2）歳出・歳入/資産・債務管理の見直し

ア 公共施設管理

「公共施設等総合管理計画基本方針」に基づき個別実施計画を策定し、今後、施設のあり方をゼロベースで見直し、適正配置を行うと共に維持管理費の縮減を推し進めます。

イ 債権管理

自主財源確保のため、債権管理条例制定を基に徴収対策に力をいれ、適正かつ効率的に債権の管理を行うため、体制の整備に向けて、所管課機能のレベルアップと管理手法等を含めた柔軟な体制の構築に努めます。また、徴収対策等に民間活力の導入等検討を行うなど、徴収体制の強化を図ることで市税等の収納率の向上を図ります。

ウ 財政管理

財政計画の適切なコントロールを行うため、市の事業に対する積極的な財源確保対策を行う必要があることから、財政及び各事業関係部署のマネジメント強化を図ります。

（3）組織・人材マネジメントの見直し

ア 簡素で効率的な組織

業務のワンストップ化を推し進め、更には、ICT等を活用した行政サービスの提供の具体案を検討し、簡素で効率的な組織による適正な定員管理に努めます。

イ 人材育成及び組織改革

人材育成基本方針に基づき、若手職員の育成強化を図ると共に、全職員的能力向上を促します。また、多様な行政課題に対応するため、積極的な専門人材の登用を検討します。

さらに、組織改革にあつては、市民サービス部門等の民間活力の導入

を検討し、併せて、部局等再編及び組織機構の見直しを常に行い、人材育成を含めた市の経営管理強化を図ります。

ウ 広報宣伝

市の広報宣伝を企業誘致から観光宣伝及び移住促進等、あらゆる宣伝活動の一本化を図るため、組織体制の見直しと民間目線を持つ職員マネジメントを行います。

(4) 民間活動の推進

ア 民間委託の推進

「民間にできることは民間に」を基本に、業務内容の見直しを行い、業務委託と指定管理者制度の更なる導入を図り、業務量の縮減とサービスの拡大を図ります。

イ 民間運営サービスの導入

行政と民間のサービスの役割を整理し、PPP/PFI手法による施設整備等の導入を検討し、行政負担の軽減と市民サービスの拡充を行います。

ウ 市民との協働

市民との協働と地域の活性化を図るため、地域自らの自治づくりにより、少子高齢化等の中山間過疎地の地域運営を市民自らが取り組むことを促し、創意工夫と自らの財源確保対策による自立可能な地域自治を押し進めます。

(5) 取組の集約

基本理念	取組の柱	取組
協働のまちづくりへ	民間活動の推進	民間委託の推進
		市民との協働
スリムな行政運営	業務の見直し	ICTの推進
	組織・人材マネジメントの見直し	簡素で効率的な組織
	民間活動の推進	民間運営サービスの導入
成果重視の行政経営へ	歳出・歳入/資産・債務の見直し	債権管理
		財政管理
	組織・人材マネジメントの見直し	人材育成及び組織改革
ファシリティマネジメント	歳出・歳入/資産・債務の見直し	広報宣伝
		公共施設管理

6 計画全体の内容及び推進体制

(1) 第三次行政改革大綱

これまでの取組を総括し、本市の財政状況等と抱える行政課題を明らかにし、第三次行政改革の「基本理念」・「取組の概要」「目標」等の方針と骨格を定めます。

(2) 第三次行財政改革実施計画

大綱で示す取組の概要の内容を基に、各部局各課別に改革事項を年次別個別計画にまとめて実施計画とします。

その後、進捗管理を毎年時行い実施計画と大綱の目標達成を図ります。

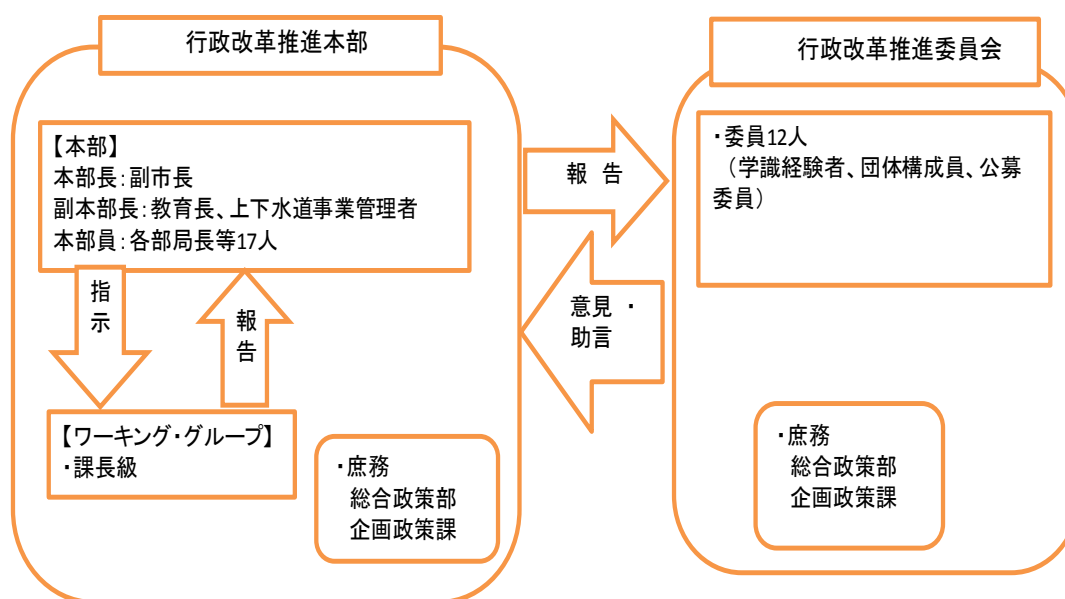
(3) 推進体制

庁内においては、「行政改革推進本部」を核として行政改革大綱の原案を取りまとめ、行政改革推進委員会に報告します。

また、同大綱における取組概要と目標数値をP D C Aサイクル等を活用し、毎年度進捗管理します。

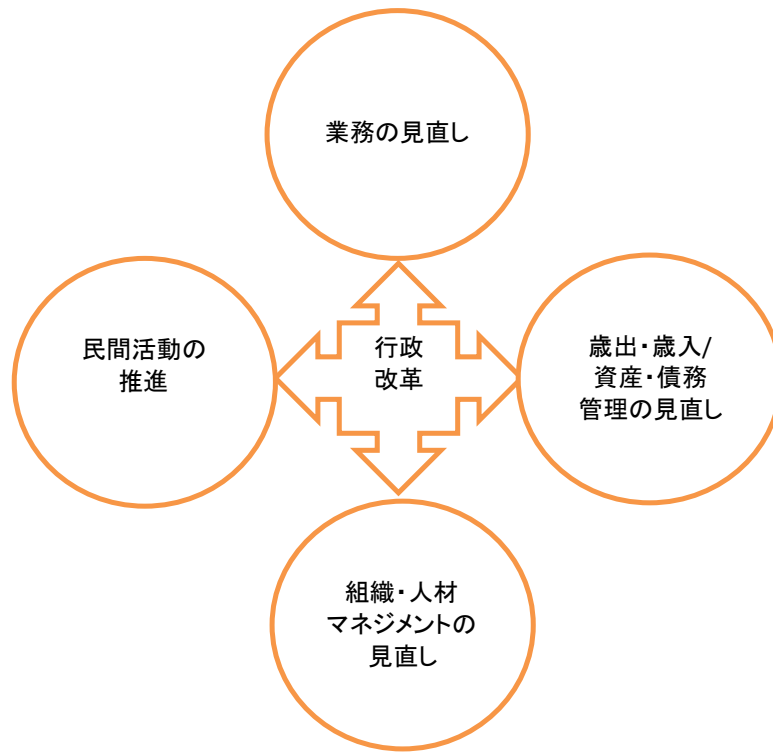
外部委員で構成する「行政改革推進委員会」において、行政改革推進本部からの報告に基づき、行政改革の推進に関する重要事項を調査・審議を行い、必要な助言により次年度の実施計画に反映させ、時点修正を図ります。また、毎年度の行政改革の進捗状況は、市ホームページ等に公表します。

【イメージ図】

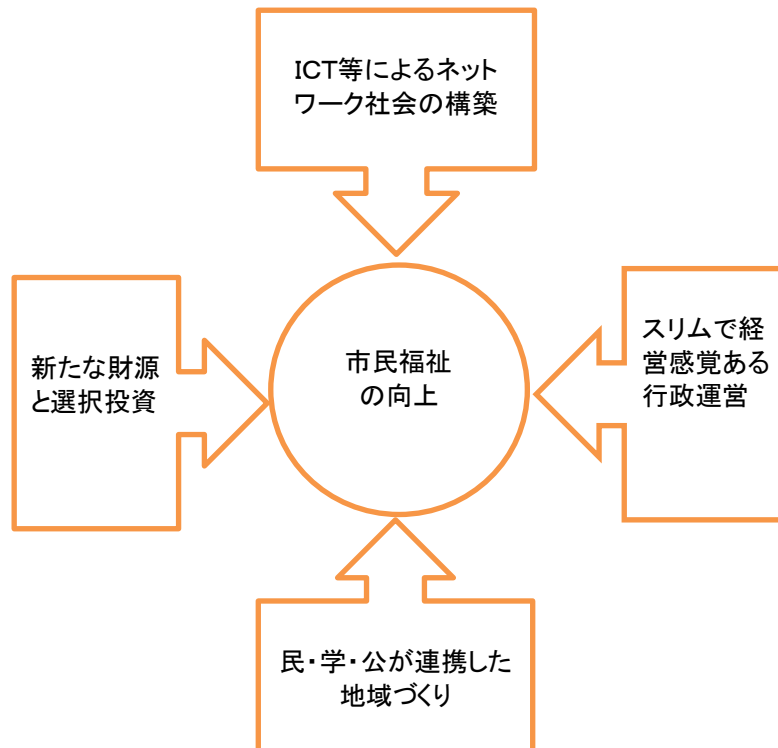


7 推進の方向性と目指すべき方向・効果

(1) 行政改革の推進図 (行政改革の達成目標)



(2) 目指すべき「目的」の達成イメージ (達成による効果)



平成30年度																
平成29年度																
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体スケジュール	新大綱策定要領	新大綱策定要領	新大綱骨格作成					大綱素案	実施計画案					パブリックコメント		策定
事務局所管課			実施計画項目調査		ヒアリング											
推進本部	第1回 ・28大綱進捗報告 ・策定要領						第1回 ・新大綱素案 ・新実施計画素案		第2回 ・29大綱進捗報告 ・新大綱、実施計画				第3回 ・審議会意見集約 ・パブリックコメント案		第4回 ・最終案報告	
推進委員会		第1回 ・委員委嘱 ・28大綱進捗報告 ・新大綱策定要領							第1回 ・29大綱進捗報告 ・新大綱素案		第2回 ・新大綱進捗報告 ・新実施計画				第3回 ・答申案	
議会													中間報告			報告